

市内飲食店等の皆様へ

令和3年平川市プレミアム付飲食・交通券 特定事業者を募集します！

市では、15歳以上の平川市民及び市民以外の市内事業者に勤務する方を対象として、4,000円分の飲食・交通券を3,000円で販売します。

そこで、以下のとおり、飲食・交通券を利用できる飲食店を募集します。

1 対象事業者（平川市内に店舗又は事業所を有する事業者）

対象事業者	主な業種の例
飲食サービス業	食堂、喫茶店、居酒屋、スナック等 ※持ち帰り飲食サービス業も対象となります。 ※温泉施設等であっても、食堂等を有する場合には対象となります。
製造業（営業の主たる目的が、飲食料品等に関わる製造販売であること）	菓子店、惣菜店等
タクシー業	タクシー業
運転代行業	運転代行業

2 募集期間

令和3年2月22日（月）～令和3年3月19日（金）

3 申込方法

登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、営業許可証等の写しとともに平川市商工会へ郵送又は直接提出してください。

※登録申請書については、市または平川市商工会のホームページからダウンロードするか、平川市商工観光課または平川市商工会の窓口で入手可能です。

4 飲食・交通券の販売期間

令和3年4月19日（月）～令和3年8月31日（火）

5 飲食・交通券の使用期間

令和3年4月19日（月）～令和3年9月30日（木）

6 申込・お問い合わせ先

〒036-0104 平川市柏木町藤山 27-2

平川市商工会（電話：0172-44-3055）



令和3年平川市プレミアム付飲食・交通券事業 特定事業者募集要項（概要版）

飲食・交通券の注意事項等について

- 1 飲食・交通券は以下(1)、(2)において使用が可能となります。
(1) 飲食料金又はそれに関わる購入代金及びそれらに付随するサービス料金
(2) タクシー及び運転代行による役務の提供の対価等
- 2 つり銭を支払うことはできません。
- 3 飲食・交通券の交換、譲渡及び売買を行わないでください。

飲食・交通券の換金方法等について

- 1 換金期間
令和3年4月19日（月）～令和3年11月1日（月）
- 2 換金方法
使用済み飲食・交通券を平川市商工会に提出。
→商工会が、小切手を発行します。
- 3 遵守事項等
(1) 特定事業者であることが分かるように、配布するステッカー等を掲示してください。
(2) 新型コロナウイルス感染防止対策として各業界が定めるガイドラインを遵守してください。